

沖縄県観光 2 次交通利用促進事業補助金交付要綱（案）

※令和 7 年度沖縄県予算成立後に正式施行

（趣旨及び事業目的）

第 1 条 知事は、免許を持たない観光客の交通手段及び 2 次交通の利用促進を図るため、事業者等が行う観光客の交通手段の確保に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象となる事業者等）

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、沖縄県内において、以下の事業者又は市町村であって、観光客の交通手段を確保するため、バス等を運行する者で、別に定めるところにより、本事業の補助事業者として選定された事業者とする。

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者
- (2) 道路運送法第 3 条第 1 号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者と契約のうえ、旅行商品としてバスを運行する事業者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に定める旅行業の登録を受けた事業者に限る）
- (3) 道路運送法第 21 条第 1 項第 2 号に基づき、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者又は前号の許可を受けた事業者と契約のうえ、バス等を運行する市町村

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、知事が別に定める期間において、別表に掲げる区間をバス等で運行する事業とする。ただし、次に該当する場合は、補助の対象外とする。

- (1) バス等の運行に対し、国、都道府県又は市町村からその全部又は一部に対して補助金が交付される場合
- (2) 既に一般乗合旅客自動車運送事業として路線バスが運行している区間を運行する場合（ただし、当該区間において、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者であって、観光客の利便性等を考慮し、別表に掲げる区間において、停車するバス停を制限して運行する場合は除く）
- (3) その他、本事業の趣旨と異なり、不適当な運行と知事が認めた場合

3 本事業の補助金は、事業効果等を踏まえ、予算の範囲内において、最大で 3 年間受けることが出来る。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び上限額は、別表のとおりとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表の第2欄に定める補助対象経費の額に同表第3の補助率を乗じた額、補助対象経費から収入を除いた額、同表第4欄に定める上限額を比較して少ない額を交付額とする。ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、沖縄県観光2次交通利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 誓約書
- (4) 第2条第1項で規定する補助事業者であることを証明する資料
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、沖縄県観光2次交通利用促進事業補助金交付決定通知書を通知する。

(交付申請の取り下げ)

第7条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第8条 補助事業者は、第6条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ沖縄県観光2次交通利用促進事業補助金変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第6条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、沖縄県観光2次交通利用促進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第10条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、沖縄県観光2次交通利用促進事業補助金実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 利用実績書
- (2) 収支実績書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県観光2次交通利用促進事業補助金確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、沖縄県観光2次交通利用促進事業補助金返還命令通知書により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受領した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、沖縄県

観光２次交通利用促進事業補助金請求書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 14 条 知事は、第 9 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- （1） 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- （2） 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3） 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- （4） 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 12 条第 3 項の規定を準用する。

5 知事は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。

6 第 1 項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

（消費税の仕入れ額控除）

第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（補助金の経理）

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 6 月 16 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表

補助の対象となる事業	補助対象経費	補助率	上限額
次の区間を1日あたり最低3往復バス等で運行する事業（ただし、2地点だけではなく、需要等に応じ、2地点以上の運行をする場合も補助事業の対象とする）	補助の対象となる区間において、バス等の運行に必要な以下の費用 費用 バス等の運行に必要な人件費、燃料費、車両維持費、バス等の確保（購入費を除く）に要する経費、営業に要する経費（ただし、本事業で補助対象となるバス等の運行に要する経費として特定できる経費に限る）	1／2 ただし、2年目以降の補助率は以下のとおりとする。 （2年目） 1／3 （3年目） 1／4	（大型車） 13,140,000 円/台 （中型車） 11,169,000 円/台 （小型車） 9,855,000 円/台 ただし、バス等の運行日が 365 日未満の場合は、1日当たり、以下の金額を上限とする。 （大型車） 36,000 円/台 （中型車） 30,600 円/台 （小型車） 27,000 円/台 大型車 車両の長さ 9 メートル以上又は旅客座席が 50 人以上の車両 中型車 大型車、小型車以外の車両 小型車 車両の長さ 7 メートル以下で、かつ旅客座席数 29 人以下の車両
(1) 観光客が多く訪れる観光施設や観光地域（以下「観光施設等」という）を結ぶ区間			
(2) 沖縄県が別で実施する観光2次交通結節点機能強化事業において、北谷町に設置する北谷ゲートウェイと観光施設等を結ぶ区間	注 消費税及び地方消費税を除く。		
(3) バスターミナルやモノレール駅のほか、市町村が計画している交通結節点と観光施設等を結ぶ区間			
その他、沖縄県が観光客の交通手段の確保として必要と認めた区間			